

9/25

日専医機構 20013 号
平成 20 年 9 月 24 日

(社) 日本専門医制評価・認定機構
加盟学会 代表者殿

(社) 日本専門医制評価・認定機構
理事長 池田 康夫

拝啓

初秋の候、ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より当機構にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより当機構ではより良い専門医制度確立の為に「専門医制度の広告に関する外形基準」を見直し、専門医の質の向上を担保する基準を設けるべきであるとの立場より検討を加えて参りましたが、この度当機構理事会の承認を得た上で日本医学会および日本医師会とも協議し、医学界全体の意見として、日本専門医制審議会より別紙文書を厚生労働省医政局へ提出いたしましたので、加盟各学会の皆様方へご連絡及びご報告申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

平成 20 年 9 月 10 日

厚生労働省

医政局長 外口 崇 殿

日本専門医制審議会

会長 高久 史麿

要 望 書

初秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴省告示第 158 号第 26 号「専門医の広告に関する基準・手続き等」により、平成 14 年 4 月 1 日から「専門医の広告」が出来るようになりました。同告示では「専門医資格について」の都道府県知事への通達事項の「イ」には、「届け受理の当職による専門医告示に定める基準の審査に当たっては、専門医資格の客観性を担保するため、医学医術に関する意見を聴取することとしていること」とされています。しかし、告示第 159 号 1 号「専門医資格を認定する団体の基準」では、その外形が示されているのみで、前述の通達事項の「イ」に対応する、専門医資格の客観性を担保するための基準等が示されていません。国民に対する広告としては、最も重要な部分が欠けているものと思われます。そこで、下記の要望を取り入れた見直しが行われますよう、ここにお願い申し上げます。

記

1. 専門医資格を認定する団体の評価について、その客観性を担保するため「専門機関である社団法人日本専門医制評価・認定機構の審査により、適切か否かの評価を受けなければならない」という項目を、厚生労働省告示第 159 号 1 号の基準に加えるべきである。
2. 専門医資格を認定する団体の評価は一度行えばそのまま継続されるものではなく、「当該団体の認定に関しては 5 年ごとに見直すこととする」という但し書きを、厚生労働省告示第 159 号 1 号の基準に加えるべきである。

